恤

 $092 - 643 - 3030) \\ 092 - 611 - 4431)$ 

務部行政経営企画課 西 日 本 新 聞 印 刷

総社

福岡県 株式会

中中

園7番7号 丁目2番15号

# 福岡県公報

平成21年8月7日 第 3 0 0 0 号

## 目 次

告 示 (第1268号 - 第1282号)

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	1
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課)	2
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した	:意見等	
	(中小企業振興課)	2
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	3
災害救助法による救助の開始	(福祉総務課)	3
被災者生活再建支援法の対象となる自然災害	(福祉総務課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
公告		
第38回採石業務管理者試験の実施	(工業保安課)	6
社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成20年度経	営状況の公表	
	(県営住宅課)	7
福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課)	7

落札者等の公示	(総務事務センター)	8
公安委員会		
機械警備業務管理者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	8

# 告 示

福岡県告示第1268号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する

平成21年8月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

粕屋町駕与丁北部土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成20年2月15日から平成22年3月31日まで

3 施行地区

粕屋町駕与丁二丁目の一部

4 事務所の所在地

粕屋町駕与丁二丁目3番23号

5 設立認可の年月日

平成20年2月5日

6 変更認可の年月日

平成21年7月28日

#### 福岡県告示第1269号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年8月7日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
福岡市金武西土地改良区 行橋市御清水池土地改良区	平成21年 7 月28日

福岡県告示第1270号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年8月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年8月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間	
行 橋	天生田 線吉 国	行橋市大字大野井110番 1 先から 行橋市大字大野井204番 1 先まで	

福岡県告示第1271号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年8月7日

福岡県知事 麻生 渡

1(1) 解除に係る保安林の所在場所

豊前市大字上川底631 (次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

豊前市大字上川底646の4 (次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1272号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年8月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市江川字クヌ木原2675の1・字高野河内向2698の1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
  - 水源のかん養
- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に 備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1273号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留

米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年8月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ジョイント久留米
- (2) 所在地 福岡県久留米市東合川二丁目6番10 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

案内経路図において南方面として記載されている来店経路・退店経路は小中学校の通学路として指定されており、道路幅員が4.0mと狭い区間がある。また、現店舗北西の市道A489号線とA568号線の交差点は、交通事故が多く主道路が変更された経緯がある。これらのことから、案内経路について地元への周知と調整を行うこと。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等 意見なし

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮 意見なし
- (4) 防災・防犯対策への協力 意見なし
- (5) 騒音の発生に係る事項
  - ア 来客車両走行音が、夜間の騒音レベル最大値を超過している。このため、住民から苦情が出ることがないよう周辺環境の保全に努め、苦情が出た際には誠実に対応すること。
  - イ 荷さばき作業については、搬出入車両荷台扉閉音が夜間の騒音レベル最大値を 超過している。夜間にも作業を行う予定であることから、荷さばき作業時に音を 出さない努力、アイドリングの禁止等を徹底し、苦情が出た際には誠実に対応す ること。
- (6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

#### (7) 街並みづくり等への配慮等

ア 筑後地域においては、県と市町村の協働のもと、県内でも先行的に広域景観づくりを進めている。現在、「筑後景観憲章」の趣旨を広く普及するとともに、法的実効性が生じるまでの間も積極的に景観施策を進めていくために、筑後地域全域を対象とした景観基準を定め、事業者等への指導周知を行っている。貴社におかれましても、基準内容に適合するよう努力し、筑後地域の良好な景観に配慮すること。

イ 広告物等を表示される場合は、久留米市屋外広告物条例の手続が必要となる。

#### (8) その他

道路を工事又は占用等をされる場合は、道路法の手続が必要となる。

#### (要望)

久留米市では、平成16年4月に「ごみ減量緊急宣言」を行い、事業系ごみの総量抑制と分別の徹底に取り組んでいます。リサイクル可能な古紙については、焼却処理を行っておりませんので、分別を徹底し、リサイクルをお願いします。

また、生ごみについても「食品リサイクル法」に基づき、発生抑制、減量等に取り 組んでいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

#### 福岡県告示第1274号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業 計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に 供する。

平成21年8月7日

福岡県知事 麻牛 渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
県営矢方地区土地改良 (農業用ため池整備	平成21年8月7日から	豊前市役所
) 事業計画書の写し	平成21年9月4日まで	上毛町役場

福岡県告示第1275号

平成21年3月24日からの大雨による災害に関し、同日から飯塚市の区域において災害 救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定による救助を開始したので、福岡県災害 救助法施行細則(昭和40年福岡県規則第44号)第3条の規定により告示する。

平成21年8月7日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第1276号

平成21年7月24日に、飯塚市の区域内において発生した平成21年7月24日からの大雨 による災害を被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の対象となる自然災害とす る。

平成21年8月7日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第1277号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年8月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
  - 平成21年7月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人環境開発

- (2) 代表者の氏名
  - 柴田 和則
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市城南区別府4丁目14番5号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、身体障害者その他すべての国民に対して、屋外及び屋内における転倒事故を防止する事業を行い、安心して暮らせる安全な環境づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1278号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年8月7日

福岡県知事 麻牛 渡

1 申請のあった年月日

平成21年7月13日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

NPO法人筑後地域救急医療研究会

(2) 代表者の氏名

足達 剛

- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県久留米市国分町1955番地12
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、筑後地域の救急活動に携わる者に対して、知識と技術の維持向上を 図るための教育活動を行い、延いては地域住民に対する質の高い救急医療の提供に 寄与することを目的とする。

福岡県告示第1279号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年8月7日

汨

#### 福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年7月21日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

NPO法人福岡セフティネット

(2) 代表者の氏名

齊藤 輝一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区別府6丁目18番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人はホームレス及び生存の危機にある者に対し、居住及び生活支援を行い 自立して生活ができるように必要な事業を行い、公共の福祉に寄与することを目的 とする。

福岡県告示第1280号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年8月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
  平成21年7月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人ごった煮シティ

- (2) 代表者の氏名 坂本 成示
- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市戸畑区千防一丁目2番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、クロスカントリースキー選手の強化トレーニング方法で、2本のストックを使って歩く「ノルディックウォーキング」の事業を通じて、年齢・性別・体力に関係なく、誰にでも安全且つ楽しく行えるレクリエーションスポーツとして普及させることで、市民の心身の健康増進を推進することにより、明るく豊かなコミュニティ創りに寄与すること、また、保健・医療・福祉の増進や学術・文化・芸術又はスポーツの振興、そして子どもの健全育成を図る活動を行っている団体を支援することを目的とする。

福岡県告示第1281号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年8月7日

福岡県知事 麻 牛 渡

- 1 申請のあった年月日 平成21年7月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人福岡市ボート協会

- (2) 代表者の氏名 川崎 ハチ雄
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市東区香椎浜三丁目21 - 10
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡市民に対して、ボート競技を振興して、福岡市民の体力の向上 とスポーツ精神を育成することにより、福岡市の文化の向上に寄与することを目的 とする。

福岡県告示第1282号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年8月7日

福岡県知事 麻 牛 渡

- 1 申請のあった年月日 平成21年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人グラウンドワーク福岡

(2) 代表者の氏名 河野 泰治

(3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市博多区美野島2丁目16番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、22世紀の我々子孫に良好な環境を継承するために、住民、企業、行政の協力を得て、持続的な地域の社会及び自然環境改善活動を行うことにより、地域社会の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

# 公 告

公告

第38回採石業務管理者試験を次のように実施する。

平成21年8月7日

福岡県知事 麻 牛 渡

1 受験資格

特に制限はない。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

- ア 岩石の採取に関する法令事項 (環境保全関係法令事項を含む。)
- イ 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ (脱水処理に伴って 生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に 関する技術的事項
- (2) 日時及び場所

日	時	場所
平成21年10月9日(金曜日)	午前10時から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号福岡県吉塚 合同庁舎会議室

- 3 受験手続及び受付期間
- (1) 受験の申込方法
  - ア 受験願書 1 部に次に掲げる書類、写真 (申込前 6 月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦 6 センチメートル、横 5 センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの) 1 枚及び受験申込手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課 (郵便番号812 8577 福岡市博多区東公園 7 番7号。以下「工業保安課」という。)に提出すること。
  - (ア) 履歴書 1部
  - (イ) 受験票 1部
  - イ 受験願書、履歴書及び受験票の用紙は、工業保安課で交付する。郵便によって これらの用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手 (2 部まで。3部は200円、4~5部は240円)をはった返信用封筒を必ず同封すること。
  - ウ 受験申込手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。
  - エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便 (簡易書留郵便を含む。 ) にすること。

#### (2) 受付期間

- ア 受験申込みの受付期間は、平成21年8月17日 (月曜日) から同年9月11日 (金曜日) まで (土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する日を除き、午前8時30分から午後5時45分まで)とする。
- イ 郵便による受験申込みは、平成21年9月11日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 4 合格者は、平成21年10月末までに発表する。発表は、県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。
- 5 その他

受験手続その他の問い合わせは、工業保安課 (電話092 - 643 - 3438) に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第263条の2第2項の規定により、社団法人全国 公営住宅火災共済機構から平成20年度経営状況について次のとおり通知があったので、 同条第3項の規定により公表する。

平成21年8月7日

福岡県知事 麻 牛 渡

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数 701会員 加入戸数 872,105戸 共済委託契約金額 7.767,837,463千円 火災共済掛金 1.054.808千円 被災戸数 510戸 火災共済給付金 405,361千円 特定給付金 12.393千円 復興建築助成戸数 295戸 復興建築助成金 91,919千円

住宅災害見舞戸数 759戸 住宅災害見舞金 23.920千円 住宅防火施設整備補助会員数 253会員 住宅防火施設整備補助金 120.423千円 2 貸借対照表 (平成21年3月31日現在) (単位:千円) 資産の部 1 現金預金 86.626 2 有価証券 547.731 3 特定資産 (1) 異常危険準備金資産 2,857,327 (2) その他特定資産 1.543.339 4 不動産及び動産 330.019 5 その他資産 10,969 資産合計 5.376.011 負債の部 1 共済契約準備金 3.367.018 2 その他負債 117.907 3 退職給付引当金 121.351 負債合計 3,606,276 正味財産の部 正味財産合計 1.769.735 負債及び正味財産合計 5,376,011

公告

第207回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成21年8月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 日時

平成21年8月21日 午後1時30分

\_

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎 603 B 会議室

- 3 予定議案
- (1) 福岡都市計画、久山都市計画、篠栗都市計画、須恵都市計画及び宇美都市計画下 水道の変更(福岡県決定)について
- (2) 苅田都市計画臨港地区の変更(福岡県決定)について
- 4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を 交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の 場合は抽選となることがある。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年8月7日

福岡県知事 麻 牛 渡

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
  - 材料強度評価試験システム 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成21年7月14日

- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名

株式会社島津製作所 九州支店

(2) 住所

福岡市博多区冷泉町4番20号

- 5 落札金額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
  - 20.370.000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 入札、公告日

平成21年6月3日

### 公安委員会

福岡県公安委員会告示第229号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第42条第2項第1号に規定 する機械警備業務管理者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施するので、警 備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家 公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第13条において準用する同規則第 2条の規定により公示する。

平成21年8月7日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

機械警備業務管理者講習

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成21年10月6日(火) から同年10月8日(木) までの間	午前9時30分から午後5時30分まで(最終日の講習については午後3時40分までとし、その後修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

30名

4 受講申込方法等

(1) 受付期間

平成21年9月3日 (木) から同年9月8日 (火) までの、午前9時00分から午後5時45分までの間(福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く)

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

機械警備業務管理者講習受講申込書 (講習規則別記様式第1号) 1通 申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を 貼付すること。

(4) 申込方法

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育 センターの受付専用電話 (093 (381) 2627) に電話し、事前申込みを行い、受付 番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付 を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

- イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内(県の休日を除く。)の午後5時45分までに、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。
- ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内(県の休日を除く。)に、受講申込手続きを行わなかった者の受付番号及び事前申込みは無効とする。
- エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない 事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状 (本人が署名したものに限る。) を持参すること。
- 5 講習受講手数料

38,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、申請の取消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

- 6 講習修了証明書の交付等
- (1) 講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 機械警備業務管理者講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格 (80パーセント以上の成績を合格とする。) した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

#### 7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係(電話092 (641) 4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093 (381) 2627)に対して行うこと。
- (3) 受講申込書 (講習規則別記様式第1号) については、各警察署の生活安全課 (生活安全刑事課) 又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは 売りさばきを行っていないことから、受講申込みに際しては、事前に福岡県領収証 紙を購入しておくこと。